

保険サービスご利用の手引き (JALダイナースカード用)

2019年7月現在

CONTENTS	
1. 補償内容一覧表	1
2. 海外旅行保険	1
3. 海外緊急アシスタンスサービス	4
4. 国内旅行傷害保険	6
5. ショッピング・リカバリー	8
6. よくあるご質問	9
7. JALカードゴルファー保険	10
8. JALカード海外航空便遅延お見舞金制度	11

1. 補償内容一覧表

下記の内容は、各補償内容のお支払い限度額を一覧として記載したものです。詳細は、必ず本手引きに記載の各補償内容をご確認ください。

保険種類	海外旅行保険						国内旅行傷害保険				ショッピング・リカバリー (利用条件付き) (自己負担額: 1万円)
	傷害死亡・後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	賠償責任	携行品損害	救援者費用	死亡・後遺障害	入院	手術	通院	
保険金額	最高1億円 ※下記1.と2.の合算額 1.自動付帯分 …最高5,000万円 2.利用条件分 …最高5,000万円	300万円 (自動付帯)	300万円 (自動付帯)	1億円 (自動付帯)	50万円 (自動付帯)	400万円 (自動付帯)	最高1億円 ※下記1.と2.の合算額 1.自動付帯分 …最高5,000万円 2.利用条件分 …最高5,000万円	日額 10,000円 (自動付帯)	手術の種類に応じて 10万円・ 20万円・ 40万円 (自動付帯)	日額 3,000円 (自動付帯)	500万円

保険種類	JALカードゴルファー保険 (自動付帯)				
補償内容	賠償責任	傷害死亡	傷害後遺障害	入院	通院
保険金額	1億円	300万円	最高300万円	日額 4,500円	日額 3,000円

2. 海外旅行保険

補償が適用される場合

自動付帯分は、ご入会の翌日以降(会員資格が有効である期間中)に開始された旅行から3ヵ月間を限度に補償します。(注1)
 利用条件分は、公共交通乗用具(注2)または募集型企画旅行(注3)の料金をJALダイナースカードで支払った場合に適用となります。
 具体的には以下の①、②のいずれかとなります。
 (自動付帯/一部利用条件付き)

	利用条件分の補償が適用される場合	利用条件分の責任期間
①	被保険者が日本を出国する以前に、公共交通乗用具または被保険者が参加する募集型企画旅行の料金をJALダイナースカードで支払った場合、あるいは被保険者が日本を出国する以前に公共交通乗用具または被保険者が参加する募集型企画旅行の予約を行い、その料金をJALダイナースカードで支払った場合	会員資格期間内で、かつ、左記料金をあらかじめJALダイナースカードで支払った時以降の旅行期間(海外旅行の目的をもって住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、かつ、日本を出国する前日の午前0時から日本に帰国した翌日の午後12時(24時)までの間)とします。ただし、日本を出国した翌日から3ヵ月後の午後12時(24時)を限度とします(出国日当日も補償します)。例)7月26日に出国した場合、10月27日の日本時間午後12時(24時)までの旅行期間を補償します。
②	被保険者が日本を出国後に公共交通乗用具の料金をJALダイナースカードで支払った場合、あるいは被保険者が日本を出国後に、公共交通乗用具の予約を行い、その料金をJALダイナースカードで支払った場合	左記料金を初めてJALダイナースカードで支払ったときから住居に帰着するまでの旅行期間中、かつ日本に帰国した翌日の午後12時(24時)までとします。ただし、日本を出国した翌日から3ヵ月後の午後12時(24時)を限度とします。

(注1) 自動付帯分の責任期間は、会員資格期間内に日本を出国した旅行期間(海外旅行の目的をもって住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、かつ、日本を出国する前日の午前0時から日本に帰国した翌日の午後12時(24時)までの間)とします。ただし、日本を出国した翌日から3ヵ月後の午後12時(24時)を限度とします(出国日当日も補償します)。

例) 7月26日に出国した場合、10月27日の日本時間午後12時(24時)までの旅行期間を補償します。

(注2) 公共交通乗用具とは……航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法(滞在国内のこれらに準じる法律を含む)に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運航される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等のうち、当該旅行のために乗用するものをいいます。

【公共交通乗用具の料金の対象とならないもの】

自家用車等の関連費用、高速道路代、空港駐車場代、空港利用税、航空券の発券手数料、マイルージの交換手数料、レンタカー代、飛行機チャーター料金、複数のホテルがサービスとして同行しているような私設のエアポートシャトルバス、一定期間を包括的に契約しているハイヤーの包括契約料金、電子マネーのチャージ など

(注3) 募集型企画旅行とは……旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます(詳しくは旅行代理店にご確認ください)。

被保険者 カード会員(本会員および家族会員)

二注意 本手引きの内容は、概要を説明したものであり、実際の保険金お支払い可否など詳細は、別途普通保険約款、特約条項に基づきます。本手引きの内容は、予告なく変更される場合があります。補償内容変更の際はダイナースクラブ ウェブサイトでご案内します。自動加入方式のため、保険証券は発行しません。保険金請求において、保険会社による各種確認の結果、十分な事実確認ができない場合、または、保険金請求が不正と判断された場合等は保険金をお支払いすることができません。個人情報の取り扱いにつきましては本手引きP.9の下段をご確認ください。

補償内容および保険金額

補償内容	傷 害		疾 病
	死亡・後遺障害	治療費用 (1事故の限度額)	治療費用 (1疾病の限度額)
保険金額 (注1)	最高1億円 ※下記1.と2.の合算額 { 1.自動付帯分…最高5,000万円 2.利用条件分…最高5,000万円 }	300万円	300万円
保険金をお支払い する場合	被保険者が「責任期間」中の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害が生じた場合。	被保険者が、「責任期間」中の偶然な事故によってケガをし、そのケガが直接の原因で医師の治療を受けられた場合。 ※原則として医師法における医師による治療が対象となります。	被保険者が ①「責任期間」開始後に発病した病気により「責任期間」終了の72時間以内に医師の治療を受けられた場合(ただし、「責任期間」終了後に発病した病気については、原因が「責任期間」中に発生したものに限りず)。 ②「責任期間」中に感染した特定の伝染病(注)がもとで「責任期間」終了の30日以内に医師の治療を受けられた場合。 (注)特定の伝染病とはコレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシオイデス症、デング熱、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。 ※原則として医師法における医師による治療が対象となります。
お支払いする 保険金	①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に総額で 1億円 (自動付帯分の場合5,000万円) ※事前に死亡保険金受取人指定はできません。 ②後遺障害が生じた場合… 後遺障害の程度に応じて 最高1億円 (自動付帯分の場合最高5,000万円)	事故の日からその日を含めて180日以内に現実に支出した金額で保険会社が妥当と認めた金額を傷害治療費用保険金額の限度内でお支払いします。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用(緊急移送費や病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます)。 ②治療により必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。 ④入院したために、必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費。ただし1事故につき身の回り品購入費については5万円を限度に、また通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。 ⑤治療を受けたために、旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします)。 ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑦法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。	初診の日からその日を含めて180日以内に現実に支出した次の費用で保険会社が妥当と認めた金額を疾病治療費用保険金額の限度内でお支払いします。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用(緊急移送費や病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます)。 ②治療により必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③入院したために、必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費。ただし1疾病につき身の回り品購入費については、5万円を限度に、また通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。 ④治療を受けたために、旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします)。 ⑤保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑥法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。
保険金をお支払い できない主な場合	例えば、次のような原因により生じたケガ ①被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失。 ②けんか、自殺、犯罪行為。 ③戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ④他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ⑤無資格、酒酔い、麻薬等の影響下での運転。 ⑥脳疾患、心神喪失。 ⑦妊娠、出産、早産、流産、その他の医療処置。 ⑧山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ※スキューバダイビング中の事故によるケガは補償されます。 ⑨乗用具を用いて競技等をしている間に生じた事故。 ⑩乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間に生じた事故。 ⑪法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間に生じた事故。 ⑫「責任期間」開始前または「責任期間」終了後に発生したケガ。 ⑬被保険者に対する刑の執行。 ⑭外科的手術その他の医療処置(検査、診断、投薬、治療等の医療処置そのもの)。 ※既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。 など	例えば、次のような原因により生じた疾病。 ①被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失。 ②けんか、自殺、犯罪行為。 ③戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ④他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ⑤妊娠、出産、早産、流産、およびこれらが原因の疾病。 ⑥山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)中の高山病。 ⑦歯科疾病。 ⑧「責任期間」開始前または「責任期間」終了後に発病した病気。 ※既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による疾病が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。 など	

(注1)【他の保険契約がある場合の取り扱い】

補償内容	他の契約の種類	他の個人クレジットカード付帯保険	他の法人クレジットカード付帯保険	任意加入の海外旅行保険
傷害死亡・後遺障害		複数のクレジットカード付帯保険の保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となり、各クレジットカードに付帯する保険金額に応じて按分して保険金をお支払いします(後遺障害保険金は普通保険約款で定める支払い割合を乗じた金額を限度として按分して保険金をお支払いします)。	保険金は各保険契約金額の合算金額となります。ただし、法人クレジットカードは種類によって異なる場合がありますので、詳しくは各クレジットカード発行会社までお問い合わせください(後遺障害保険金は普通保険約款で定める支払い割合を乗じた金額を限度として合算した保険金をお支払いします)。	
上記以外		各種保険金(治療費用・携行品損害等)は、お持ちの各クレジットカードの各保険金額合計を限度として、その範囲内で実際の損害額を按分してお支払いします。	各種保険金(治療費用・携行品損害等)は、各保険契約の各保険金額合計を限度として、その範囲内で実際の損害額を按分してお支払いします。	

※申込人が法人、団体または個人事業主であって、クレジットカード利用代金の決済が法人等によって行われるものまたはクレジットカード利用代金の支払い債務が法人等によって保証されているものをいいます。

賠償責任 (1事故の限度額)	携行品損害 (1事故・1旅行中の限度額)	救護者費用 (年間(注2)の限度額)									
1億円	50万円 (年間(注2)の限度額100万円) (一つあたり10万円限度)	400万円									
<p>被保険者が、「責任期間」中に偶然な事故により誤って他人にケガをさせたり、他人のもの(注)を壊したり紛失したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。 (注)以下のものを含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レンタル業者より被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品 ・ホテルの客室および客室内の動産(セイフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます) ・住居等居住施設内の部屋および部屋内の動産(ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます) 	<p>「責任期間」中に被保険者の携行品(カメラ、カバン、衣類など(注))が盗難・破損・火災などの偶然な事故によって損害を受けた場合。 (注)携行品とは、被保険者が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行する身の回り品をいい、居住施設内(一戸建住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます)にあるものおよび別送品を除きます。また、次のものは身の回り品に含まれません。現金、小切手、切手、株券、手形その他の有価証券、クレジットカード、定期券、預貯金証書、帳簿類、設計書、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品、サーフィン、スキューバダイビング等の運動を行うための用具、仕事のためにだけに使用するもの。 (注)「携行する」とは、携えて持っている状態または被保険者が常時監視できる状態をいいます。</p>	<p>被保険者が「責任期間」中に</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます)、または3日以上続けて入院された場合。 ②病気により死亡された場合。 ③発病した病気により、「責任期間」終了後30日以内に死亡された場合、または、発病した病気により、3日以上続けて入院された場合(注)。 ④搭乗している航空機、または乗船している船舶が遭難した場合。 ⑤事故により被保険者の生死が確認出来ない場合(ただし、被保険者の無事の確認が出来た後に発生した費用は対象になりません)または、事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合。 <p>(注)旅行中に医師の治療を開始した場合に限り、原則として医師法における医師による治療が対象となります。</p>									
<p>1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に法律上支払うべき損害賠償金をお支払いします。また、あらかじめ会員が保険会社に書面による同意を得た訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急処置に要した費用等もお支払いします。 (注)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ保険会社にご相談ください。 (注)保険会社には示談代行の義務はありません。</p>	<p>携行品一つ(1点、1対)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度とし、損害額(注)をお支払いします。 (注)修理費、または再調達価額から減価償却した時価額のいずれか低いほうをいい、運転免許証については国または都道府県に納付した再発給手数料を、旅券については5万円を限度に再発給費用(現地で負担した場合に限る。交通費、宿泊費を含む)をいいます。</p>	<p>被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で保険会社が妥当と認めた金額をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①捜索救助費用 ②救護者の現地までの往復航空運賃などの交通費。 ③現地および現地までの行程における救護者のホテルなど宿泊施設の客室料(救護者1名につき14日分まで)。 ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費。 ⑤現地からの移送費用。 ⑥遺体処理費用(100万円限度)。 <p>上記②から④の費用は以下が限度額となります。また3日から6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。</p> <table border="1" data-bbox="1045 1064 1396 1198"> <thead> <tr> <th></th> <th>②の交通費、 ③の客室料</th> <th>④の諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3日から6日までの 継続入院の場合</td> <td>救護者1名分</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>7日以上継続 入院の場合</td> <td>救護者3名分</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします。また、傷害治療費用または疾病治療費用で保険金をお支払いするべき場合は、その金額は差し引くものとします。</p>		②の交通費、 ③の客室料	④の諸雑費	3日から6日までの 継続入院の場合	救護者1名分	5万円	7日以上継続 入院の場合	救護者3名分	20万円
	②の交通費、 ③の客室料	④の諸雑費									
3日から6日までの 継続入院の場合	救護者1名分	5万円									
7日以上継続 入院の場合	救護者3名分	20万円									
<p>例えば、次のような原因により生じた損害および賠償責任。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者や保険金受取人の故意。 ②戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ③被保険者の親族に対する賠償責任。 ④被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任(仕事上の賠償責任)。 ⑤航空機、船舶(*1)、車両(*2)、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任。 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次のものはお支払いの対象となります。 <ol style="list-style-type: none"> a ホテル等の宿泊施設の客室(客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます)に与えた損害。 b 住居等の居住施設内の部屋および部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。 c 賃貸業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害 ⑦被保険者の所有・使用または管理する不動産に起因する賠償責任 ⑧被保険者の心神喪失に起因する賠償責任。 ⑨被保険者またはその指図による暴行または殴打に起因する賠償責任。 <p>など</p> <p>(*1)原動力が専ら人力であるもの、ヨット、水上オートバイを除きます。 (*2)原動力が専ら人力であるもの(自転車等)、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルを除きます。</p>	<p>例えば、次のような原因により生じた損害。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失、虚偽の申告。 ②戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ③すり傷、かき傷または塗料の剥れ等単なる外観のキズで携行品本来の機能に支障をきたさない損害。 ④携行品の瑕疵(かし)または自然消耗・さび・変色・虫喰い。 ⑤携行品の置き忘れまたは紛失。 ※置き忘れ後の盗難も保険金お支払いの対象外です。 ⑥山岳登山、ハングライダー等の危険な運動に用いる用具の場合、これらの危険な運動等を行っている間に生じた損害。 ⑦サーフィン、スキューバダイビング等の運動を行うための用具。 ⑧旅行開始後に他人から借りたり、預かったりしたもの。 ⑨携帯電話・ノートパソコン等の携帯型情報端末における、ソフト・データ等に生じた損害。 ⑩偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故又は機械的故障。ただし、これらによって発生した火災による損害を除きます。 ⑪差し押し、破壊等の公権力の行使(火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます)。 ⑫無資格、酒酔い、麻薬等の影響下での運転。 ⑬液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除く。 <p>など</p>	<p>例えば、次のような原因により生じた損害。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意・重大な過失。 ②保険金受取人の故意。 ③戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ④けんかや自殺(死亡された場合を除きます)、犯罪行為を行うこと。 ⑤むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの。 ⑥妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気による入院。 ⑦歯科疾病による入院。 ⑧無資格、酒酔い、麻薬等の影響下での運転中に生じた事故による入院。 ⑨「責任期間」開始前から発病していた疾病を原因とする入院。 ⑩被保険者の危険なスポーツ活動中のケガ。危険なスポーツとは…リョージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動。 ※スキューバダイビング中の事故によるケガは補償されず。 <p>など</p>									

(注2)年間とは、引受保険会社と三井住友トラストクラブ(株)との保険契約期間を指します。

3. 海外緊急アシスタンスサービス

海外緊急アシスタンスサービスは海外旅行保険に付帯するサービスです。

各種サービスの提供にはカード会員資格、付保内容、出国日等を確認する必要があるため、サービスの提供にお時間を要する場合があります。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

海外緊急アシスタンスサービスをご利用の際は、5ページに記載の東京海上日動海外総合サポートデスクまでご連絡ください。

【エマージェンシーアシスタンス】

海外旅行中に病気・ケガなどに遭われた際、24時間・年中無休でバックアップします。

1. エマージェンシーアシスタンスとは

「東京海上日動海外総合サポートデスク」を通じて、ご旅行中の病気やケガ等のさまざまなトラブルの場合に、専任スタッフが各種相談に日本語で応じます。カード会員のニーズ、トラブルの種類に応じ、各種の提携会社を起用し、以下のようなサービスを提供します。

2. サービス内容

(1) ケガや病気の場合のアシスタンス

- 最寄の病院のご案内・ご紹介
- 往診医、医療通訳の手配
- 病人、ケガ人の移送の手配
- 救援者の渡航手続き、ホテルの手配
- ご遺体の現地での火葬、日本への搬送

(2) その他のアシスタンス

- 事故により遭難された場合の捜索・救助
 - 損害賠償を請求された場合の弁護士との紹介・手配。ただし、保険会社が損害サービス対応実務上必要と認めた場合に限りです。
- ※国・地域によっては、サービスを提供しかねる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ※JALダイナースカード付帯の海外旅行保険で、お支払いの対象とならない費用、または契約の保険金額を超過する部分については、カード会員の自己負担となります。

【海外からの緊急医療相談サービス】

かかりつけのお医者様がいない、言葉の壁もあるなど対処に苦慮する海外での病気やケガ。個人旅行やビジネスで海外にお出かけの際の「もしも」の場合に、心強いサービスをご用意しています。

1. 海外からの緊急医療相談サービスとは

日本人医師・看護師による無料電話相談サービスです。
急な病気やケガでお困りのとき、日本語で下記の医療相談に24時間・年中無休でお応えします。

2. サービス内容

- 日本人医師による緊急医療相談
 - 留守宅への緊急メッセージの伝達
 - 応急措置、医療の選択・処方等の各種アドバイス
 - 外国人医師・病院との通訳
 - 医師・病院の紹介
- ※直接診療はできませんので、治療上の指示・診断には応じかねます。

【キャッシュレス・メディカル・サービス】

東京海上日動火災保険株式会社が提携している病院において、その場で自己負担することなく治療が受けられます。

1. キャッシュレス・メディカル・サービスとは

ご旅行中のケガや病気の治療費を東京海上日動火災保険株式会社から病院へ直接お支払いするシステムです。

2. 利用方法

病院にかかれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクまでご連絡ください。
滞在地近隣の病院有無や、サービスの提供可否について確認のうえご利用方法などをご案内します。

3. 注意事項

a. 手続きについて

サービスをご提供する際、カード会員資格、出国日の確認等にお時間を要することがあります。

b. サービスをおこわりする場合

付帯する海外旅行保険のお支払い対象とならない病気またはケガの場合にはサービスの提供をおこわりします。サービスの提供をおこわりする主な内容は次のとおりです。

- ・「持病」「既往症」等、ご旅行出発前に発生している疾病
- ・妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- ・「虫歯」「歯槽膿漏」等の歯科疾病
- ・自殺行為、闘争行為、または犯罪行為によるケガ
- ・酒酔運転または無資格運転中に生じた事故によるケガ など

c. お客様の自己負担について

治療費が付帯の保険金額または限度額を超過する場合は、その超過部分は自己負担となります。

d. 治療後のお申し出について

治療後にキャッシュレスのお申し出をされた場合には、サービスが受けられないことがありますので、あらかじめご了承ください。この場合には、治療費をお支払いいただき、ご帰国後、国内で保険金請求をお願いします。

e. 少額の治療費の場合

病院の都合によりキャッシュレス・メディカル・サービスを受けられない場合があります。

f. 転院の場合

紹介先の病院ではキャッシュレス・メディカル・サービスを受けられないことがあります。

【東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先(受付時間：24時間／年中無休)】

海外緊急アシスタンスサービスを希望の場合は、下記にご連絡ください。

LINE 無料通話でご連絡いただけるようになりました。

LINEアプリを使ってスマートフォンから無料通話ができるサービスです。下記の東京海上日動火災保険株式会社のウェブサイト上に無料通話の発信ボタンがありますので、アクセスしてください。
www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/telephone/#anc-2-4
パケット通信料はお客様のご負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをおすすめします。



■ご連絡の際、お伝えいただくこと

- JALダイナースカード会員であること
- ダイナースクラブにご登録の氏名、住所、電話番号、生年月日、カード番号
- 緊急事態の詳細(滞在地、傷害/疾病の状況、原因、連絡先)
- その他、担当者が求める情報

■ご連絡後、FAXでお送りいただくもの

- パスポートの写し(お写真やお名前が載っているページおよび出入国日のスタンプが押印されているページ)
 - その他、担当者が求める資料
- (注) ※カード会員資格等が確認できない場合、サービスを提供できませんので、あらかじめご了承ください。また、サービスは、日本を除く国と地域からご利用いただけます。また、言語、地域によっては本サービスを提供できない場合があります。

ご注意
・パケット通信料はお客様のご負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをお勧めいたします。
・東京海上日動海外総合サポートデスクからお客様のLINEアプリへの発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客様が利用可能な滞在先の電話番号へご連絡します。
・LINEアプリのトーク機能(チャット)はご利用いただけません。
・お客様の滞在地によってはご利用いただけない場合があります。
・通信環境や端末スペックなどにより、通話品質に影響が生じる場合があります。
・本サービスは、スマートフォンでご利用ください。
・本サービスは、LINEアプリをインストールしてからご利用ください。
・本サービスは、海外に滞在中のお客様を対象にしております。帰国後の保険金請求に関するお問い合わせは日本国内保険金・ご請求受付専用フリーダイヤル(0120-789-133)をご利用ください。

《各国、地域別電話番号一覧表(通話料無料)》

滞在地	連絡先	滞在地	連絡先
北米 アメリカ合衆国本土(アラスカを除く) カナダ パミューダ諸島 ハワイ	1-800-446-5571 1-800-665-6779 1-800-623-0164 1-800-446-5571	アジア アラブ首長国連邦 イスラエル インドネシア 韓国 シンガポール タイ 中国①山西省、河南省、山東省以北(北京、天津、大連等) 中国②上記以外(上海、広州、南京等) 香港 トルコ フィリピン マカオ 台湾 マレーシア	800-081-0-0065 1-80-947-8001 001-803-81-0154 00798-81-1-0068 800-811-0423 001-800-811-0215 4001-202989 4001-202989 800-96-6933 00-800-8191-9166 1-800-1-811-0177 0800-449 0080-181-2233 1800-80-3072
中南米 チリ	1230-020-2474	オセアニア オーストラリア グアム サイパン ニュージーランド	1-800-146-401 1-888-841-7905 1-866-666-5127 0800-44-8461
ヨーロッパ アイルランド イギリス イタリア オーストリア オランダ ギリシャ スイス スウェーデン スペイン デンマーク ドイツ ノルウェー ハンガリー フィンランド フランス ベルギー ポルトガル ルクセンブルク ロシア	1-800-55-8166 0800-028-6560 800-8-70715 0800-281-284 0800-022-5777 00-800-8113-0008 0800-55-5692 020-791-027 9009981-64 8001-0516 0800-1-81-1391 800-13179 06-800-11886 0800-1-181-33 0800-909634 0800-1-8115 800-8-81-127 8002-2863 810-800-20041081	アフリカ 南アフリカ共和国	0800-98-3595

(2019年7月現在)

●上記通話料無料ダイヤルが通じない場合、上記以外の国・地域の場合、携帯電話からの通話の場合、公衆電話からの通話の場合は

コレクトコールで東京(81)-3-6758-2460へご連絡ください。

※コレクトコールがご利用いただけない場合、通話料金はお客様負担となりますのでご了承ください。

- (注) 1. 上記通話料無料ダイヤルの場合は、電話機の種類(公衆電話、携帯電話、ホテル等)によってはご利用にならない場合があります。また、地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合がありますので、現地でご確認ください。
2. 通話料無料ダイヤル・コレクトコール以外で連絡された場合、および日本から持ち出された、またはレンタルされた携帯電話で通話料無料ダイヤルに連絡された場合の通信料につきましては、お客様のご負担となりますのでご注意ください。
3. 現地通信事情によって、お電話がつながりにくくなることがあります。その際は、現地通信会社へご確認ください。
4. 電話番号については最新のものを掲載しておりますが、万が一変更されている場合はコレクトコールで東京(81)-3-6758-2460へご連絡ください。コレクトコールできない場合、通話料金はお客様負担となりますのでご了承ください。
5. 東京海上日動海外総合サポートデスクは東京海上日動グループの東京海上インターナショナルアシスタンス株式会社との提携により実施しています。

アクシデントが発生した場合には

海外旅行保険

【事故・保険金請求のご連絡】

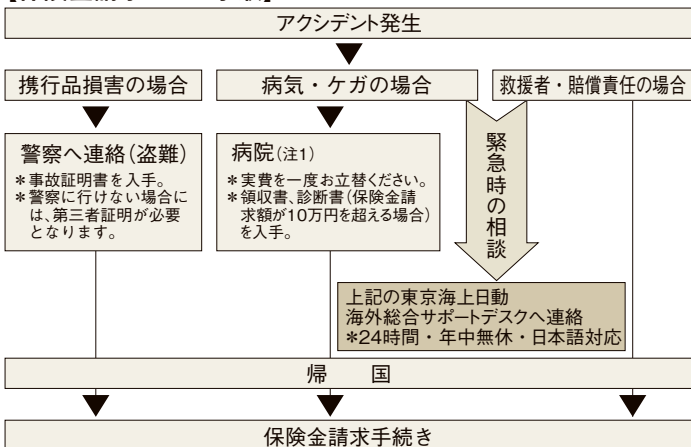
事故の日から30日以内に、下記三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご連絡ください。30日を超える場合は、三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご相談ください。

事故発生後のお問い合わせは
三井住友トラストクラブ
カード付帯保険受付デスクまで
※Japanese only

0120-828-929
24時間/年中無休

※海外旅行保険に関する海外からの事故のご連絡は上記東京海上日動海外総合サポートデスク「各国、地域別電話番号」またはコレクトコールで東京【(81)-3-6758-2460】へご連絡ください。
※保険金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【保険金請求までの手順】



(注1) 事故のご連絡の際、カード会員資格、出国日等が三井住友トラストクラブ(株)・東京海上日動海外総合サポートデスクで確認できた場合には、保険会社から病院に対する支払い保証をし、お客様の実費お立替を省略できる場合があります。詳しくは「3.海外緊急アシスタンスサービス[キャッシュレス・メディカル・サービス]」をご確認ください。

【保険金請求に必要な書類】

請求される保険金の種類	傷		疾病治療費用	賠償責任		携行品損害	救援者費用
	死亡	後遺障害		対人	対物		
必要書類							
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○
2. 日本出入国日およびご本人のお名前を確認できる書類	○	○	○	○	○	○	○
3. カードの利用を証明する書類	△	△					
4. 事故証明書(公の機関、やむをえないとき第三者のもの)*	○	○	○	○	○	○	○
5. 医師の診断書*			※1	※2	※2		
6. 治療費用の明細書および領収書*			○	○			
7. 示談書または念書				○	○		
8. 第三者の損害を証明する書類				○	○		
9. 損害物件の修理見積書または修理領収書*					○	○	
10. 損害物件の写真*					※3	※3	
11. 購入時の価格・購入先を示す書類*					○	※4	
12. 救援者費用の明細書および領収書*							○
13. 死亡診断書または死体検案書*	○						
14. 除籍済みの戸籍謄本および印鑑証明	○						
15. その他必要と認められる書類	○	○	○	○	○	○	○

*については原本(オリジナル)をご提出ください。
△については利用条件を満たしている場合、ご提出ください。
※1：日本の医師が発行したもの
※2：保険金請求額が10万円を超える場合にはご提出ください。ただし、保険金請求額が10万円以下の場合でも、ご提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
※3：損害品の損傷状況が確認できる写真をご用意ください。なお、写真代は会員様のご負担となりますのでご了承ください。
※4：盗難等により携行品損害保険金を請求される場合には、当該携行品購入時の領収書、保証書等をご提出ください。ご提出いただけない場合には、保険金をお支払いできない場合があります。

ご注意 個人情報の取り扱いにつきましては本手引きP.9の下段をご確認ください。

4. 国内旅行傷害保険

補償が適用される場合

ご入会の翌日以降(会員資格が有効である期間中)より自動的に補償されます。

(自動付帯／一部利用条件付き)

ただし、利用条件分(死亡・後遺障害の補償)が適用される場合は以下のとおりです。

- ①公共交通乗用具^(注1)の料金をあらかじめJALダイナースカードでお支払いいただいた場合、公共交通乗用具搭乗中の傷害事故
- ②宿泊の料金をあらかじめJALダイナースカードでお支払いいただいた場合、宿泊施設に宿泊中の火災傷害事故^(注2)
- ③宿泊を伴う募集型企画旅行^(注3)の料金をあらかじめJALダイナースカードでお支払いいただいた場合、募集型企画旅行参加中^(注4)の傷害事故

被保険者

カード会員(本会員および家族会員)

補償内容および保険金額

補償内容	公共交通乗用具搭乗中傷害事故 / 宿泊中火災傷害事故 / 宿泊を伴う募集型企画旅行参加中傷害事故					
	死亡・後遺障害			入院	手術	通院
保険金額 ^(注5)	最高1億円 ※下記1.と2.の合算額 (1.自動付帯分…最高5,000万円) (2.利用条件分…最高5,000万円)			日額10,000円	手術の種類に応じて 10万円・20万円・ 40万円	日額3,000円
保険金をお支払いする場合	A 被保険者が公共交通乗用具に乗客として搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合	B 被保険者が宿泊施設に宿泊中に火災・破裂・爆発によって被ったケガが原因で ①事故の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合	C 被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合	保険金をお支払いする場合のA～Cのケガが原因で医師の指示に基づき入院されたとき(ただし、事故日を含めて7日以内に入院または通院が継続されている場合で、事故日からその日を含めて180日以内の入院でかつ180日が支払いの限度)	保険金をお支払いする場合のA～Cのケガが原因で入院保険金を支払う場合に手術を受けられたとき、手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を入院日額に乗じた額(ただし1回の事故につき1回の手術が限度)	保険金をお支払いする場合のA～Cのケガが原因で医師の指示に基づき通院されたとき(ただし、事故日からその日を含めて180日以内の通院でかつ90日分が支払いの限度)
保険金をお支払いできない主な場合	例えば、次のような原因により生じたケガ ①被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失。 ②けんか、自殺、犯罪行為。 ③戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ④他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ⑤無資格、酒酔い、麻薬等の影響下での運転。 ⑥脳疾患、心神喪失。 ⑦妊娠、出産、早産、流産、その他の医療処置。 ⑧山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ※スキューバダイビング中の事故によるケガは補償されます。			⑨乗用具を用いて競技等をしている間に生じた事故。 ⑩乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間に生じた事故。 ⑪法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間に生じた事故。 ⑫被保険者に対する刑の執行。 ⑬地震・噴火・津波による事故。 ⑭外科的手術その他の医療処置。 など ※既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。 ※平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害が治ったとき以降の通院に対しては保険金をお支払いできません。		

(注1)公共交通乗用具とは……航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運航される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。航空機搭乗の場合、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内における傷害事故および航空機の不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中を含みます。

(注2)ダイナースクラブまたはダイナースクラブ加盟店である旅行者にダイナースクラブ会員であること、およびあらかじめJALダイナースカードで宿泊施設の料金を支払うことを告知して宿泊施設の予約を行なうノークーボンシステムを利用し、その料金をJALダイナースカードでお支払いいただいた場合も補償されます。

(注3)宿泊を伴う募集型企画旅行とは……旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

(注4)募集型企画旅行参加中とは……宿泊を伴う募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません)を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。

(注5)他の保険契約がある場合の取り扱い

他の個人クレジットカード付帯保険	任意加入の国内旅行保険
保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となります。他のカードで保険金が支払われた場合には、その金額を差し引いた額が保険金として支払われます(手術保険金は最も高い入院保険日額に普通保険約款で定める倍率を乗じた金額を限度として按分して保険金をお支払いします)。	保険金は各保険契約金額の合算額となります(後遺障害保険金は、普通保険約款で定める支払い割合を乗じた金額を限度として合算した保険金をお支払いします)。

アクシデントが発生した場合には

国内旅行傷害保険

【事故・保険金請求のご連絡】

事故の日から30日以内に、下記三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご連絡ください。30日を超える場合は、三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご相談ください。

事故発生後のお問い合わせは 三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまで ※Japanese only	0120-828-929 24時間/年中無休
--	----------------------------------

※保険金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【保険金請求に必要な書類】

請求される保険金の種類 必要書類	請求される保険金の種類				
	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○
2. 事故証明書(旅行会社や公共交通機関等で発行されるもの)*	○	○	○	○	○
3. カードの利用を証明する書類	△	△			
4. 同意書	○	○	○	○	○
5. 医師の診断書* ※1		○	○	○	○
6. 死亡診断書または死体検案書*	○				
7. 除籍謄本・相続権者の戸籍謄本・委任状	○				
8. 印鑑証明書	○	○	○	○	○
9. その他必要と認められる書類	○	○	○	○	○

*については原本(オリジナル)をご提出ください。

△については利用条件を満たしている場合、ご提出ください。

※1：診断書料は保険金支払いの対象となりません。診断書の取付については、保険会社の事故処理担当者へご確認ください。

5. ショッピング・リカバリー (動産総合保険)

補償が
適用される場合

JALダイナースカードを利用して補償期間中に購入した商品が購入日(配送等による場合には商品の到着日)より90日以内に、破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に適用となります。事前に通知いただく必要はありません。JALダイナースカードでお買い上げいただいた商品について、自動的に補償されます。
(利用条件付き)

被保険者

カード会員(本会員および家族会員)またはこれらの方々から補償の対象となる商品の贈与を受けられた方。

1. 年間(注1)の補償限度額

カード会員1名の補償限度額および自己負担額は次のとおりです。

補償限度額 (年間)	500万円
自己負担額	1品につき10,000円
対象期間	商品の購入日より90日間
対象となる利用	国内利用・海外利用

(注1)年間とは、引受保険会社と三井住友トラストクラブ(株)との保険契約期間を指します。

2. 補償の対象となる商品

JALダイナースカードを利用して購入した商品が対象となります。

ただし、次の商品は除かれます。

- ① 船舶(ヨット、モーターボート、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、セーリングボート、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品(ホイールおよびカーナビゲーションを含みます)
- ② 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずるもの
- ③ 動物および植物
- ④ 現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道および船舶の乗車船券・航空機の航空券・定期券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット
- ⑤ 食料品
- ⑥ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
- ⑦ 不動産および不動産に準ずるもの

(注) (1)ギフトカードで購入した商品は対象となりません。(2)修理された場合の送料は対象となりません。(3)レンタルしたものは対象となりません。

3. ご注意

JALダイナースカードご利用控えあるいは購入店の領収書に記載された商品の購入金額(全損の場合は時価額、修理が可能な場合は修理金額が購入金額のどちらか低い金額で、保険会社が妥当と認めた金額とします)から自己負担額を控除した金額を補償します。ただし、会員1名につき上記補償限度額を限度とします。また、購入した商品の代金の一部をJALダイナースカードで支払った場合には、JALダイナースカードのご利用控えの金額を限度にカードによる支払い額の割合を乗じた金額をお支払いします。

(注) 保険金の請求にはカードをご利用の際の売上票(控え)が必要になりますので、必ず保管してください。損害が発生した場合、保険金請求が可能な他の保険契約がある場合は、まずそちらの保険にご請求いただき、その保険の補償額が損害額に満たない場合、差額分をお支払いします。

4. 補償の対象とならない主な損害

- ① 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失に起因する損害
- ② 補償の対象となる商品の自然の消耗、性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
- ③ 補償の対象となる商品の瑕疵(かし)に起因する損害
- ④ 戦争、暴動、その他の事変に起因する損害
- ⑤ 国または公権力の行使に起因する損害
- ⑥ 核燃料物質に起因する損害
- ⑦ 紛失または置き忘れ(置き忘れ後に生じた盗難も含みます)に起因する損害
- ⑧ 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害
- ⑨ 詐欺または横領に起因する損害
- ⑩ 故障による損害
- ⑪ 商品の誤った使用に起因する損害
- ⑫ 商品の配送中に生じた損害
- ⑬ 保険の目的が絵画、骨董品等の美術品である場合その価値の下落による損害
- ⑭ 管球類の単独損害(液晶の単独損害を含みます)
- ⑮ 商品機能に直接関係のない汚損、擦損、塗料の剥落、その他外形上の損傷
- ⑯ 楽器の音色・音質の変化、弦の切断等
- ⑰ 原因のいかんを問わず、温度、湿度の変化または空気の乾燥等により生じた損害

アクシデントが発生した場合には

ショッピング・リカバリー

【事故・保険金請求のご連絡】

事故の日から30日以内に、下記三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご連絡ください。30日を超える場合は、三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご相談ください。

事故発生後のお問い合わせは 三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまで ※Japanese only	0120-828-929 24時間/年中無休
--	----------------------------------

※保険金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【保険金請求に必要な書類】

請求される保険金の種類 必要書類	破損 事故 保険金	盗難 事故 保険金	火災 事故 保険金	その他の 事故 保険金	備考
1. 保険金請求書	○	○	○	○	必要事項を記入のうえ署名・捺印ください
2. 罹災証明および盗難届出証明書		○	○		所轄の消防署・警察署で取り付けてください
3. 修理費見積書または領収書	○		○	○	修理先または購入先で取り付けてください
4. 売上票(お客様控え)	○	○	○	○	
5. 損害状況写真※1	○		○	○	
6. その他必要と認められる書類	○	○	○	○	必要な場合は、別途保険会社よりご連絡させていただきます

※全損の場合は、購入商品を回収させていただきます。

※上記各書類については原本(オリジナル)をご提出ください。

※盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。






※配送後の商品の損害については受領証(商品の到着日を確認)が必要となります。

※上記書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と相違している場合には、保険金のお支払いができない場合がございます。

※1: 損害品の損傷状況が確認できる写真をご用意ください。なお、写真代は会員様のご負担となりますのでご了承ください。

ご注意 個人情報の取り扱いにつきましては本手引きP.9の下段をご確認ください。

6. よくあるご質問

ご質問	回答					
海外旅行保険について						
<p>1 海外旅行保険にはどんな補償があるの？</p>	<p>例えば、海外旅行中に起こった次のような事故を補償します。</p> <table border="1" data-bbox="464 264 1509 367"> <tr> <td data-bbox="464 264 671 367"> 事故にあつて亡くなった場合やお体に障害が残った場合 (死亡・後遺障害) </td> <td data-bbox="671 264 879 367"> 突然の高熱！病院での治療が必要になった場合 (疾病治療費用) </td> <td data-bbox="879 264 1086 367"> 骨折で長期入院。ご家族に駆けつけてもらうことになった場合 (救護者費用) </td> <td data-bbox="1086 264 1294 367"> 観光中、大事なカメラを落して壊してしまった場合 (携行品損害) </td> <td data-bbox="1294 264 1509 367"> ホテルに宿泊中、誤ってホテルを水浸しにしてしまった場合 (賠償責任) </td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">      </div> <p>※詳細は必ず本手引きに記載の各補償内容をご確認ください。</p>	事故にあつて亡くなった場合やお体に障害が残った場合 (死亡・後遺障害)	突然の高熱！病院での治療が必要になった場合 (疾病治療費用)	骨折で長期入院。ご家族に駆けつけてもらうことになった場合 (救護者費用)	観光中、大事なカメラを落して壊してしまった場合 (携行品損害)	ホテルに宿泊中、誤ってホテルを水浸しにしてしまった場合 (賠償責任)
事故にあつて亡くなった場合やお体に障害が残った場合 (死亡・後遺障害)	突然の高熱！病院での治療が必要になった場合 (疾病治療費用)	骨折で長期入院。ご家族に駆けつけてもらうことになった場合 (救護者費用)	観光中、大事なカメラを落して壊してしまった場合 (携行品損害)	ホテルに宿泊中、誤ってホテルを水浸しにしてしまった場合 (賠償責任)		
<p>2 どうしたら利用条件分の増額補償を受けられるの？</p>	<p>例えば、次のような代金をJALダイナースカードで事前に決済していただくと利用条件分の増額補償が受けられます。</p> <p>■パッケージツアー代 ■エアチケット代 ■空港までの電車代</p> <p>※上記内容は一例ですので、詳細は必ず本手引きに記載の各補償内容をご確認ください。</p>					
<p>3 日本出国前にマイルで交換する航空券で海外へ行くが、どうしたら利用条件分の増額補償を受けられるの？</p>	<p>下記の費用をJALダイナースカードで支払った場合には増額補償の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃油サーチャージ代 ・座席のアップグレード代 <p>なお、航空券の発券手数料、マイルの交換手数料、空港使用料等をJALダイナースカードで支払ったとしても増額補償の対象となりませんのでご注意ください。</p>					
<p>4 どれだけの期間補償されるの？</p>	<p>自動付帯分は日本を出国した日から最高3ヵ月*までの旅行期間中を補償します。</p> <p>*例えば7月26日に出国した場合、10月27日の日本時間12時PM(24時)までとなります。</p>					
<p>5 JALダイナースカードを病院で見せるだけで治療を受けられるの？</p>	<p>JALダイナースカードをお見せいただくだけでは治療をお受けいただくことはできません。</p> <p>まずは、5ページ記載の東京海上日動海外総合サポートデスクへお電話ください。</p>					

カード付帯保険に関するお問い合わせ

〔三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスク〕 **0120-828-929**

※海外からは**81-3-6758-2460** コレクトコールをご利用ください。

■事故発生前: メニュー番号4を選択してください(受付時間: 月～金 9:00～17:00/土・日・祝休)。

※事故発生前のカード付帯保険に関するお問い合わせ業務は、三井住友トラストクラブ(株)が株式会社プレステージ・コアソリューションに業務委託しております。

■事故発生後: ガイダンスに従いメニュー番号1～3を選択してください(受付時間: 24時間/年中無休)。

※事故発生後のカード付帯保険に関するお問い合わせ業務は、付帯保険引受保険会社である東京海上日動火災保険株式会社が行っております。

*個人情報の取扱いご注意

本保険サービスに関連するサービスの提供、保険金支払等の事務手続きのために、必要な保護措置を講じた上で当社(三井住友トラストクラブ株式会社)が保有する以下個人情報を引受保険会社(東京海上日動火災保険株式会社)へ必要最小限提供し、提供先が利用することに同意するものとします。

・氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、会員のカードの利用および支払状況、その他会員等から申告を受け、またはお問合せにより当社(三井住友トラストクラブ株式会社)が知れた情報。

7. JALカードゴルファー保険

国内外問わず、ゴルフプレー中に適用となる最高1億円の賠償責任保険および最高300万円の傷害保険を自動的にお付けしております。

※ゴルフ用品の損害、ホールインワン・アルバトロス費用は対象外となります。

被保険者 カード会員(本会員および家族会員)

補償内容および保険金額

補償内容	第三者に対する賠償責任		ゴルファー自身の傷害			
	賠償責任		傷害死亡	傷害後遺障害	入院	通院
保険金額	1億円*1 (1事故の限度額)		300万円	最高 300万円	日額 4,500円	日額 3,000円
保険金をお支払いする主な場合	下記行為中の偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額を保険金額の範囲内でお支払いします。 (賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。) ①ゴルフ*2の練習・競技・指導中。 ②ゴルフ場敷地内*3での練習・競技・指導中とそれに付随する行為中(更衣・休憩・食事・入浴など)。		ゴルフ場敷地内での練習・競技・指導中とそれに付随する行為中(更衣・休憩・食事・入浴など)に急激かつ偶然な外来の事故によりご自身がケガをされた場合、次の保険金をお支払いします。 事故の日から180日以内に死亡された場合、300万円 事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合、約款に定める障害の程度に応じ、死亡保険金にあらがじめ定められた割合を乗じた額、最高300万円 入院期間1日につき、4,500円(ただし、事故の日から180日以内の入院) 通院日数1日につき、3,000円(ただし、事故の日から180日までの通院で通算90日を限度)			
保険金をお支払いできない主な場合	・故意によって生じた賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類する自然現象に起因する賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任 ・被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ・自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任(※) など (※)ゴルフカート自体の損害に対する賠償責任については保険金をお支払いできません。		・故意または重大な過失に起因するケガ ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ ・戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ・地震、噴火または津波に起因するケガ ・頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないものなど			

*1 補償内容が同様のご契約(注1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(注2)。

(注1)賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(注2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

*2 バターゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、ケイマンゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを含みません。

*3 ゴルフ場として区画された敷地内をい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。また、「ゴルフ場」とはゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用について料金を徴するものをいいます。

<万一事故にあわれたら>

万一事故にあわれたら直ちに損保ジャパン日本興亜またはJALUX保険サービス(代理店)にご連絡ください。保険金請求の方法についてご案内申し上げます。また、30日以内に損保ジャパン日本興亜またはJALUX保険サービス(代理店)にご通知のない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

①事故が発生した場合、ゴルフ場の事故証明をお取りください。

②被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

③この保険では、保険会社が保険の対象となる方(被保険者)に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償責任を負う事故が発生した場合は、損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。

【保険金請求に必要な書類】

請求される保険金の種類	ゴルファー保険				
	賠償責任保険金	傷害死亡保険金	傷害後遺障害保険金	入院保険金	通院保険金
必要書類					
1.保険金請求書	○	○	○	○	○
2.医師の診断書*1			○	○	○
3.示談書または念書	○				
4.第三者の損害を証明する書類					
5.死亡診断書または死体検案書		○			
6.被保険者の戸籍謄本		○			
7.ゴルフ場の証明書	○	○	○	○	○
8.同意書		○	○	○	○
9.委任状・印鑑証明書*2		○			

*1：医師の診断書の取付については、保険会社の事故処理担当者へご相談ください。
なお、診断書料は保険金支払いの対象となりません。

*2：死亡保険金受取人を代表者に委任する場合のみ必要となります。

※上記以外に保険会社が必要とする書類をご提出いただくことがあります。

JALカードゴルファー保険の事故受付先

■損害保険ジャパン日本興亜株式会社

本店企業保険金サービス部 本店火災新種保険金サービス第三課

TEL **050-3798-0204** 9:00~17:00
(土・日・祝日休み)

FAX **03-3385-5822** (24時間受付)

事故サポートセンター

0120-727-110 (24時間 365日)

保険内容のお問い合わせ

■取扱代理店 株式会社JALUX保険サービス

〒140-0002 東京都品川区東品川2-5-5 ハーバーワンビル6F

0120-141-500 月～金 9:00～20:00
土 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始は休み)

<海外からは>

TEL **03-6635-8393** (有料)

FAX **03-5460-7221** (24時間受付)

■引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

航空宇宙保険部営業課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

引受保険会社が経営破綻した場合には、ご契約の際にお約束した保険金・返れい金等が削減されることがあります。なお、この自動付帯されているゴルファー保険は損害保険契約者保護機構の補償対象ではありません。

8. JALカード海外航空便遅延お見舞金制度

海外旅行期間中*1の国際線航空便(日本発着のみ対象、乗り継ぎ便は対象外)の出発遅延*2、欠航*3、海外でのパスポート紛失に対し、お見舞金を支払う制度で、JALカード入会日(JALカードで入会登録が完了した日)の翌日以降に日本を出発になる海外旅行から適用になります。

お見舞金の支払いには、航空会社が発行する出発遅延または欠航の証明書・出発遅延または欠航が生じた便の航空券のお客様控え(写し可)・搭乗券の半券(写し可)、海外領事館発行証明書(パスポート紛失時)等が必要です。

帰国日からその日を含めて30日以内に事由の発生を下記「お問い合わせ」へご連絡ください(ただし、事由が発生した日から1年を超えないものとします)。期限内にご通知のない場合にはお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

*1 海外旅行期間中とは、会員が航空機での海外旅行を目的に日本国内の住居を出て渡航してから帰着するまでのことをいいます。

*2 出発予定時刻から4時間以上の遅れが生じた場合

*3 出発予定時刻から4時間以内に代替便を利用できなかった場合

(ご注意)

- 海外旅行へ出発する前に判明した、出発遅延、欠航についてはお見舞金の支払いは行われません。
- 出発遅延、欠航により旅行を取りやめた場合にはお見舞金の支払いは行われません。
(お支払い対象は、搭乗予定日から30日以内に同一目的地へ航空機を利用した場合に限りです。)
- 到着遅延、経由地での出発遅延(同一便名の航空便利用を除く)、到着地変更については当見舞金支払いの対象外となります。
- 日本を出国した日から90日以内に発生した事由に限りです。
- お見舞金の支払いは、1旅行期間中1回、年間1回(毎年8月1日から1年間)を限度とします。また、地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた事由、戦争、その他の変乱により生じた事由など、お見舞金の支払いが出来ない場合があります。
- パスポートが盗難された場合には、お見舞金の支払いは行われません。

詳しくは下記にお問い合わせください。

事故のご報告・お問い合わせ先 株式会社JALUX保険サービス

0120-141-500 月～金 9:00～20:00
土 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始は休み)

(海外からは)

TEL **03-6635-8393** (有料)

*サービス内容は予告なしに変更される場合がありますのでご了承ください。

オプションプラン JALカードゴルファー保険

JALダイナースカード会員の方にお得なオプションプランもご用意しております。

■オプションプランの特長

- 大変お得な保険料
カード自動付帯のゴルファー保険とあわせて、フルカバーのゴルファー保険に大変お得な料金でご加入いただけます(損保ジャパン日本興亜比較)。
- 大変便利な保険料の自動振替
お申込みの翌々月にカードご利用代金として自動振替させていただきます。
- 前年ご契約時と同じタイプをご希望の場合、更改手続きが不要
保険満了の前に更改のご案内をします。脱退または変更を希望される場合のみ、ご連絡ください。ご連絡がない場合、会員資格を有するかぎり同じ加入タイプで自動更新させていただきます(保険料の改定等により加入タイプの保険料が変更となる場合もあります)。

(ご注意)

保険開始日は、お申込みの翌々月1日午後4時からとなります(毎月25日までの加入はがき到着分)。

■補償内容および保険金額

●ご参考契約タイプ

(保険期間1年間)

補償内容	保険金額
ゴルフ中の賠償責任	50万円
ゴルフ用品の損害	30万円
ホールインワン・アルバトロス費用	50万円
年払保険料	8,480円

オプションプランには、ゴルフ用品の損害、国内ゴルフ場におけるホールインワン・アルバトロス費用の他、ゴルフ中の賠償責任補償50万円がセットされております。詳しくは、専用パンフレットをご参照ください。ご希望により送付させていただきます(このご案内は概要です)。

お問い合わせ・資料請求先

■取扱代理店 株式会社JALUX保険サービス

〒140-0002 東京都品川区東品川2-5-5 ハーバーワンビル6F

0120-141-500 月～金 9:00～20:00
土 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始は休み)

■引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

SJNK18-00909(2018/04/23)

